

④ 産業廃棄物処理業の許可状況

産業廃棄物は、排出事業者の責任において適正に処理しなければなりません。自ら処理できない場合は、知事等の許可を受けた専門の処理業者に委託して処理することができますとされています。

産業廃棄物の処理業者として知事又は鹿児島市長の許可を有する者（許可の数）は表1-87、表1-88のとおりであり、平成21年度末で知事の許可が2,317件、鹿児島市長の許可が1,147件、合計して3,464件となっています。

許可の種類別にみると、知事許可、鹿児島市長許可とも収集・運搬業が圧倒的に多く、合計して3,124件と全許可件数の約90%を占めています。

表1-87 産業廃棄物処理業の許可状況（1）

（知事許可分）

業種 \ 年度	平成元年	11年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
収集・運搬	274	1,165	1,520	1,657	1,802	1,914	2,126	1,980	2,039	2,046	2,056
中間処理	49	179	201	226	252	265	279	253	247	252	237
最終処分	26	34	32	32	32	27	27	30	29	26	24
計	349	1,378	1,753	1,915	2,086	2,206	2,432	2,263	2,315	2,324	2,317

表1-88 産業廃棄物処理業の許可状況（2）

（鹿児島市長許可分）

業種 \ 年度	平成元年	11年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
収集・運搬	171	561	711	764	820	860	933	989	1,027	1,043	1,068
中間処理	11	40	54	61	66	66	77	77	74	77	70
最終処分	10	8	8	8	6	10	12	13	10	9	9
計	192	609	773	833	892	936	1,022	1,079	1,111	1,129	1,147

(2) 対策

① 鹿児島県産業廃棄物の処理に関する基本方針

社会経済活動の活発化に伴って大量に発生する多種多様な産業廃棄物を県民の理解と信頼を得ながら適正に処理し、良好な生活環境の保全と健全な経済活動の発展を図るため、総合的な産業廃棄物行政推進の指針として、平成9年12月に「鹿児島県産業廃棄物の処理に関する基本方針」を策定しました。

（主な内容）

ア 産業廃棄物の減量化・リサイクルの推進

イ 県内完結型の産業廃棄物処理の推進

（ア）県内処理体制の整備等

a 安定型最終処分場の整備促進

b 管理型最終処分場の整備推進

c 中間処理施設の整備促進

d ミニ処分場の適正化

e 最終処分を目的とした県外産業廃棄物搬入の抑制

（イ）産業廃棄物処理の適正化

（ウ）排出事業者処理責任の確立

（エ）不法投棄対策の推進

ウ 普及啓発及び産業廃棄物処理施設に関する情報公開の推進

② 鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱

産業廃棄物処理施設の設置に係る問題等に対処するため、平成3年4月1日に「鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱」を制定しています。

(指導要綱の規定内容)

- ア 産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議の実施
- イ 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議の実施
- ウ 不法投棄対策
- エ 事故時の措置
- オ この指導要綱を遵守しない場合の勧告及び公表

③ 立入調査及び収去試験

金属等（有害物質）を含む産業廃棄物は、環境保全上重大な影響を及ぼすおそれがあることから、最終処分場や焼却施設等については、定期的な立入調査を行った上で処理体制の把握に努めるとともに、それぞれ浸出水や燃え殻等について収去試験を実施しています。

なお、平成21年度の収去試験実施状況は表1－89のとおりです。

表1－89 収去試験実施状況（平成21年度）

業 種 等	試料名	検体数	事業所
産業廃棄物最終処分場	浸透水	22	22
	浸出水	2	1
中間処理施設・排出事業者	汚 泥	8	7
周辺環境影響調査	地下水、井戸等	12	2
焼却施設ダイオキシン類調査	ばいじん、燃え殻	16	16
合 計		60	48

④ 不法投棄防止対策の強化

廃棄物の不法投棄等（不適正処理）の根絶を図るため、毎年11月を「不法投棄防止強化月間」と定め、産業廃棄物等の不法投棄防止に対する県民への啓発を図るとともに、関係部局・機関との協調のもと集中的な監視パトロールを実施し、不法投棄の早期発見、早期対応並びに廃棄物の適正処理指導に努めています。

平成21年度においても、県警本部、第十管区海上保安本部、(社)鹿児島県産業廃棄物協会と合同による不法投棄防止パトロール出発式の実施や(社)県建設業協会各支部と地域振興局・支庁との産業廃棄物の不法投棄等の情報提供等に関する協定の締結、ラジオCM、新聞広告、ポスター作成、広報番組等の取組を実施しました。

⑤ 啓発活動

産業廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図っていくためには、排出事業者・処理業者のみでなく広く県民の理解と協力を得ることが不可欠であることから、講習会、研修会、広報紙等を通じて産業廃棄物に関する知識の普及に努めています。

⑥ 特定の産業廃棄物対策

ア 家畜排せつ物

本県における産業廃棄物の発生量の約7割を占める家畜排せつ物については、現在、約8割がたい肥化处理や農地還元等により農業利用され、その他は浄化处理等により、概ね適正に処理されています。

しかし、一方、悪臭や水質汚濁など畜産経営に起因する苦情は依然として散見され、地域環境と調和した環境保全型畜産を確立する必要があることから、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく県計画を策定して、適正処理及び利用の促進のための取組を行っています。

イ 焼酎粕

本県における焼酎粕の処理対策については、通常の污水处理施設では対応が難しいこと、発生量が季節的に大きく変動することなどの問題があり、現在、陸上プラントによる処理、農地還元、畜産飼料化などの方法で処理されています。

焼酎粕については、有効利用と適正処理の両面から対応策について検討を行い、地域の諸条件に応じた適正な処理がなされるよう県酒造組合を通じて、県内焼酎製造業者に対し依頼しています。

なお、平成21酒造年度（21年7月～22年6月）では、355千トンの発生量に対して、214千トン(60.3%)が陸上プラント等、62千トン(17.5%)が農地還元、64千トン(18.0%)が飼料、15千トン(4.2%)が海洋投入の方法で処理されていますが、海洋投入は平成19年4月から原則禁止されており、海洋投入する場合は、環境大臣の許可が必要となっています。

ウ 医療廃棄物

医療廃棄物の処理については、感染性廃棄物処理マニュアル等に基づき、排出事業者に対して、管理体制の充実、分別の徹底、処理処分の適正化、マニフェスト制度の運用などの指導を行い、適正処理の推進に努めています。

エ P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物

P C Bは、昭和43年に発生したカネミ油症事件後その毒性が社会問題化し、昭和47年に製造及び製品への使用が中止、回収・保管の行政指導がなされましたが、その後30年間の長期にわたり処理が行われず、結果として保管が続いている状況にありました。

その後、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定され、P C B廃棄物を所有する事業者に対し、保管状況の届出のほか、一定期間内における適正な処分が義務づけられました。

平成16年4月に、国の管理のもとP C B廃棄物の処理を行う機関として「日本環境安全事業株式会社」が設立され、平成16年から全国5ヶ所でその処理が開始されたところ です。

本県のP C B廃棄物は、534事業所（平成21年3月末現在）で保管しており、高圧トランスは36事業所、高圧コンデンサは343事業所となっています。

本県では、平成20年3月に策定した「鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、県内のP C B廃棄物の収集運搬など具体的処理方法等を決定し、関係

機関と連携してP C B廃棄物の適正処理を推進することとしており、本県を含む西日本17県分と併せて、北九州市に整備された日本環境安全事業株式会社北九州事業所で平成20年度から25年度までに処理されることになっています。

⑦ その他の対策

ア 産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルの推進

産業廃棄物は，発生形態が複雑で種類も多種多様であり，排出の抑制や減量化，リサイクルが進んでいないものもあります。

そのため，より一層産業廃棄物を資源として有効利用し，環境に対する負荷を軽減するために，産業廃棄物税による税収を活用して，排出事業者等が行うリサイクル等に資する施設整備や研究開発に対して助成を行い，産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルを推進します。

イ 県外産業廃棄物の搬入抑制

九州各県の排出事業者からの県外産業廃棄物の搬入については，これまでの地域的・経済的つながりを考慮して，知事が特に認めたときに限り搬入を認めることとしていますが，最終処分を目的とした搬入については，地元市町村長の意見を聴いて適切に対応することとしています。

その他の地域の排出事業者からの搬入については，原則として認めないこととしています。

(3) 公共関与による管理型最終処分場の整備

薩摩川内市川永野地区において実施した立地可能性等調査の結果を踏まえ，安全性の高い全国でもモデルとなるような施設の建設が可能であると判断し，平成20年9月に同地区を整備地として決定し，平成21年度に基本計画，基本設計を行いました。

また，管理型処分場について理解をいただくため，関係自治会の住民の方々に対して，基本計画の概要などについて，自治会ごとの説明会の開催や戸別訪問による説明を行うとともに先進地視察などを実施しました。

さらに，薩摩川内市民の方々に対しては，産業廃棄物セミナーの開催やリーフレット，県政かわら版の配布などにより，管理型処分場の安全性等について啓発に努めています。

4 廃棄物・リサイクル対策の推進

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会の在り方やライフスタイルを見直し，環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を図ることが求められています。

このような中，県においては，平成18年3月に策定した「県廃棄物処理計画」に基づき，循環型社会の形成を図るため，県民，排出事業者，処理業者，市町村（一部事務組合及び広域連合）と一体となって，廃棄物の減量化，リサイクル，適正処理等を推進するとともに，リサイクル関連施設の整備を促進するほか，県民の方々に循環型社会の形成に向けた普及啓発や情報公開に積極的に取り組むこととしています。